

# 令和6年度 土木要望（道路・河川・水路・公園）制度について

松江市都市整備部建設総務課

松江市が施行する【道路・河川・水路・公園施設の公共事業】は、【①施策としての事業】と【②地域の身近な要望を受け実施する事業】があり、②の要望窓口を【松江市 都市整備部 建設総務課】で行っております。なお、【道路・河川・水路・公園施設】以外は、土木要望ではなく、下記【5.要望先・問い合わせ先】を参考に、関係課へ直接お問い合わせください。

## 1. 目 的

町内会・自治会等で話し合い、地域のまちづくりにとって必要と判断された土木工事関係(道路・河川・水路・公園に関する工事)の要望を全市的に把握し、実施することを目的としています。

自治会単位での要望を頂きます。

## 2. 提 出

- ① 提出期間は【**6月1日～8月31日**】までの3ヶ月間です。  
申請者間の公平を帰するために、上記の提出期間以外の受理はできませんのでご注意ください。
- ② 1要望毎に2部提出してください。【自治会】⇒【公民館・支所(1部保管)】⇒【建設総務課(1部送付)】  
土木要望書に必要事項を記入し、【位置図(住宅地図)、現状写真】を添付し、自治会長名をご記入のうえ提出ください。用地提供などを伴う要望は、関係者の同意書(自署であれば押印不用)を添付ください。  
なお、位置図(住宅地図)、現状写真(台紙)はA4版でお願いします。
- ③ 土木要望書の用紙は、4月中旬に、公民館(支所管内を除く)又は支所(地域振興課)に配布しています。  
また、松江市のホームページにも掲載しておりますので、ご利用ください。  
【[松江市ホームページ](#)】→【[産業・ビジネス](#)】→【[開発・都市計画](#)】→【[道路・河川](#)】→  
→【[道路・河川の維持管理](#)】→【[土木要望制度](#)】→【[提出書類](#)】

## 3. 回 答

- ① 提出された要望書は、現地調査等を行ったうえで、緊急性、工事費、予算状況、松江市全体の状況を鑑み総合的に検討して実施の有無を回答します。
- ② 回答書は**令和7年3月下旬(次年度予算成立後)**に、「公民館(支所管内を除く)」「支所」を通じて送付します。

## 4. 留意事項

- ① 【土木要望書(令和6年度)】は、次年度(令和7年度)に実施する箇所を決定するためのものです。
- ② **要望書は令和6年度のみ有効とします。**
- ③ それぞれの要望箇所に応じて、危険性・緊急性・必要性・整備後の効果・地域での重要度・利用用途などを評価し、優先度の判定を行います。
- ④ 市道以外の公道(赤道)、河川以外の水路(青線)は、地元での管理をお願いしており、市で対応することはできません。ただし、関係の皆様が直接施行される場合は、予算内で現物支給(道路舗装用コンクリート、砂利道補修用砕石、道路側溝用コンクリート蓋、U字フリューム)が可能です。別途【現物支給要望書(4月1日から受付)】を提出ください。
- ⑤ 土木要望書は、情報公開の対象文書であることをご了解ください。
- ⑥ 市道で緊急性のある危険箇所を発見された場合は、道路課に通報ください。  
【通報先：都市整備部 道路課管理第一係・二係 (Tel：55-5364、55-5365)】

## 5. 各種要望の問い合わせ先

区 分	内 容	要望・問い合わせ先
【土木要望書】	道路・側溝・舗装（新設・改良・補修） 河川・水路（新設・改良・浚渫・補修） 【補修…転落防止柵・カーブミラー・道路照明】	建設総務課 →【道路課・河川課】
	市管理の公園施設（新設・補修）	建設総務課 →【公園緑地課】
	国道・県道（改良・補修）	建設総務課→【国・県】
	道路舗装用コンクリート、砂利道補修用砕石 路側溝用コンクリート蓋、U字フリュームなど	道路課 (管理第一係・第二係)
【緊急通報】	市道で危険箇所を発見した場合	
【交通安全施設要望書】	信号機、交通規制（横断歩道、停止線、速度制限） 【新設…転落防止柵・カーブミラー・道路照明】 区画線関係	総務課
【農林業施設】	農道・林道・溜池・用水路（新設・改良・補修）	農林基盤整備課
●がけ地対策● (人工法面は不可)	①治山（森林保全対策） （受益：人家5戸以上又は公共施設） ②林地崩壊防止（人家裏山崩壊対策） （受益：人家1戸以上、事業費100万円以上）	
	③砂防（急傾斜地崩壊対策） （地形：勾配30°以上で高さ5m）（受益：人家5戸以上）	
【水産港湾施設】	港湾施設（新設・補修）	水産振興課
【防犯灯】	防犯灯（新設・補修）	市民生活相談課
【公民館】	公民館施設関連	生涯学習課